

賠償対象となる田畑について

1. 賠償させていただく田畑の定義

- ・田：用水を利用して耕作*している土地
- ・畑：用水を利用せずに耕作*している土地

*耕作：土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培すること。本件事故発生日時点で耕作されていた土地のほか、過去に耕作されており、現在は耕作されていないけれどもいつでも耕作再開できる状態の土地（休耕田等）も賠償の対象に含む。

<対象資産の具体例>

対象資産	具体例
田	水田、蓮田 など
畑	野菜畑、果樹園、茶園、たばこ畑 など

2. 賠償させていただく田畑の確認方法

当社にお送りいただいた固定資産課税情報を確認し、以下の課税地目を田畑として賠償させていただきます。

<課税地目の対象一覧>

対象資産の分類	課税地目	課税地目の説明
田	田	農地転用許可を受けていない一般的な田
	一般田	
	介在田	農地転用許可を受けているが未転用の田
	宅地介在田	
田介在		
畑	畑	農地転用許可を受けていない一般的な畑
	一般畑	
	介在畑	農地転用許可を受けているが、未転用の畑
	宅地介在畑	
	畑介在	

なお、固定資産課税情報（課税地目）では確認できない場合でも、代替の証明書類（農地基本台帳、耕作証明書、水稻生産実施計画書）の提出や現地調査の実施により、対象資産を確認させていただきます。

以 上